

児童システムQ&A

No.	お問い合わせ内容	回答
1	システムへの登録処理をしていない。	施設種別により本システムで新規登録できる施設と情報公表システム（子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ））からデータ連携するため、本システムでは新規登録を行う必要がない施設とに分かれます。具体的には以下のとおりです。なお、各システムへの登録については所在する自治体へお問い合わせください。 ○本システムにて新規登録できる施設種別 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 児童相談所一時保護施設 女性相談支援センター一時保護所 女性自立支援施設 児童厚生施設 放課後児童クラブ 地域子育て支援拠点 子育て短期支援事業を行う施設 一時預かり事業所 病児保育事業所 産後ケア事業を行う施設 児童育成支援拠点事業所 里親支援センター 社会的養護自立支援拠点事業所 妊娠婦等生活援助事業所 ○情報公表システムからデータ連携する施設種別（本システムで新規登録は行わない） 保育所 認定こども園（地方裁量型） 認定こども園（幼保連携型） 認定こども園（保育所型） 認定こども園（幼稚園型） 家庭的保育事業者 小規模保育事業所 事業所内保育事業所
2	ID・パスワードが分からない。	当システムでは、施設はID・パスワードは使用しません。システムにログインする場合は、送付されたメールに記載されている URL をクリックします。送付先のメールアドレスは、『システムからの連絡用メールアドレス』『災害時緊急連絡先 1 メールアドレス』『災害時緊急連絡先 2 メールアドレス』に送信されます。
3	どのメールアドレスに被災状況報告依頼が来るか分からない。	当システムでは、施設で登録した、『システムからの連絡用メールアドレス』『災害時緊急連絡先 1』『災害時緊急連絡先2』に登録されたメールアドレスへ被災状況報告依頼が送付されます。児童福祉施設等災害時情報共有システムから調べることができます。 手順： システムログイン後、画面の上部にある「アカウント編集」ボタンをクリックすると、当システムに登録されているアカウント情報の確認が行うことができます。

4	システムで登録しているメールアドレスを変更したい。	システムへログインし、変更可能です。 手順： ①ログインページ（https://www.wam.go.jp/jido-saigai/）から、『施設 本番用』→②『児童福祉施設等災害時情報共有システム ログイン情報再送』画面から『システムからの連絡用メールアドレス』を入力し『メール再送』→③送付されたメール中のURLページからログイン→④『アカウント編集』→⑤『連絡先の確認・編集を行う』画面から施設を選択→⑥変更箇所入力→⑦『登録』 ※ アカウント情報の修正を行う場合は、「施設用本番」から行ってください（「施設用訓練」画面側では登録情報の変更はできません）。「施設用本番」で修正したアカウント情報は、「施設用訓練」にも反映されます。
---	---------------------------	---